

答 申 第 50 号

**三重県情報公開・個人情報保護審査会
答申**

令和3年1月

三重県情報公開・個人情報保護審査会

1 審査会の結論

実施機関が行った決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、開示請求者が令和 2 年 3 月 16 日付けで三重県情報公開条例（平成 11 年三重県条例第 42 号。以下「条例」という。）に基づき行った、「三重県四日市農林事務所農政室地域農政課だけが、農用地区除外申出に対する事前の相談に対して対応しないと定めている公文書」についての開示請求に対し、令和 2 年 4 月 9 日付けで三重県知事（以下「実施機関」という。）が行った不存在決定（以下「本決定」という。）の取消しを求めるものである。

3 審査請求の理由

審査請求書、反論書、意見書及び意見陳述における審査請求人の主張を要約すると、概ね次のとおりである。

四日市農林事務所に農用地区除外申出に対する相談をしたところ、「四日市市から正式に計画が上がってこないに対応できない」と言われたが、他の三重県の組織では今まで対応をしてもらっている。したがって、四日市農林事務所だけが対応できないと規定された公文書が存在するはずである。またこの件について数回話をしたところ、「現在の四日市農林事務所は県民への接遇サービスレベルが低いのが答えない理由である。」と回答している。したがって、接遇サービスを低くするという規則なり指示書なりの公文書があるはずである。

仮に公文書不存在決定が正しいとしても、公文書が存在しない理由が間違っているため、正しい理由として、「四日市農林事務所が他の県の組織と比較してサービスレベルが低いため」と正しい理由の記載の変更を求める。

実施機関が主張している不存在の理由は一般論として県として答えるべきでないという言い訳であり、「現在の四日市農林事務所だけが対応しない」理由ではないため、決定された内容は請求者が求めている内容を特定できていない。

4 実施機関の説明要旨

実施機関の主張を総合すると、次の理由により、本決定が妥当というものである。

市町村農業振興地域整備計画は、市町からの協議に応じて同意するかどうかの判断を行う制度となっており、市町の策定・変更する整備計画案や意見等を聞く前に、市町以外の方からの個別案件について除外の可能性を判断する制度とはなっていない。

農業振興地域整備計画の策定や変更の案について、地域住民や権利者は市町の公告・縦覧において、意見提出や異議申出を行う制度設計になっているため、県が市

町に先行して個々の事案の除外可能性について言及しないことをもって接遇サービスが低いとは考えておらず、そのような回答もしていない。したがって、請求内容に該当する公文書は存在しない。

5 審査会の判断

(1) 基本的な考え方

条例の目的は、県民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利につき定めること等により、県の保有する情報の一層の公開を図り、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による参加の下、県民と県との協働により、公正で民主的な県政の推進に資することを目的としている。条例は、原則公開を理念としているが、公文書を開示することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な執行が損なわれたりするなど県民全体の利益を害することのないよう、原則公開の例外として限定列挙した非開示事由を定めている。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 本決定の妥当性について

審査請求人は、他の県の組織では対応しているにも関わらず、四日市農林事務所農政室地域農政課だけが農用地区除外申出に対する事前の相談に対して対応しないので、当該公文書を作成、取得しているはずと主張している。

一方で実施機関によると、農業振興地域制度に基づく農用地区域からの除外要件については市町が判断し、整備計画案を策定した上で県と協議を行うこととなっており、市町からの事前相談が無い状況下では個々の事案の除外可能性について言及はできないとのことであった。

そこで、本件請求に係る公文書が実施機関における事務処理において作成・取得されたか否かを検討する。

本件請求については、特定の事務所における個別具体的な相談対応の根拠となる公文書を請求しているものと認められる。この特定の事務所が相談について対応しない根拠となる公文書については、農業振興地域整備計画の制度の設計上、県として事前の相談に対応を行うことは制度上想定されていないという実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、実施機関があえて作成又は取得する理由がなく、また、その必要性も認めにくいものである。そのため、本件請求に係る公文書は存在しないとする実施機関の説明に特段の不自然な点は認められない。

また、審査請求人は、仮に公文書不存在決定が正しいとしても、公文書が存在しない理由が間違っているので、正しい理由として「四日市農林事務所が他の県の組織と比較してサービスレベルが低いため」という記載への変更を求めている。しかしながら、特定事務所のサービスレベルが低いことを理由に公文書が存在しないであることは通常想定し難いことであり、決定通知書において公文書が存在しない理由として、「市町村農業振興地域整備計画は、市町が策定・変更するものであり、整備計画案に

については、市町から県へ相談並びに協議する制度となっております。このため、農用地区域からの除外を希望する県民からの事前の相談に対して、県として回答すべきかどうかを定めた法令等の規定はありません。」などと記載されており、明確に認識し得る程度に不存在の理由が付記されていると認められることから、理由付記に不備があり違法であるとまでは言えず、実施機関の不存在決定の理由に特段、不自然、不合理な点は見られないため不存在決定の理由を変更する必要はないと判断する。

(3) 審査請求人のその他主張について

審査請求人は、決定された内容は求めている内容を特定できておらず、再度の公文書の特定が必要であると主張しているが、今回、公文書開示請求書の記載内容から、実施機関は問題なく対象公文書を特定したと考えられ、公文書を特定するにあたっての対応に不備はなかった。また、審査請求人は、過去の審査会において、県が農用地区域除外について事前相談に対応した際の根拠文書について判断がなされているということは、事前相談に対応したことは明らかなので、県は事前相談に対応するべきであると主張している。しかしながら当審査会は情報公開条例に基づき実施機関の行った処分についての不服申立てに関し審査するものであって、実施機関が行った農用地区域の判断等についての事前相談への対応が適切であったかどうかを審査するものではない。

(4) 結論

よって、主文のとおり答申する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙 1 審査会の処理経過のとおりである。

別紙 1

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
R 2 . 7 . 3 0	・ 諮問書及び弁明書の受理
R 2 . 8 . 1 7	・ 実施機関を經由して審査請求人からの反論書の受理
R 2 . 8 . 2 4	・ 実施機関に対して、意見書の提出依頼 ・ 審査請求人に対して、意見書の提出依頼及び口頭意見陳述の希望の有無の確認
R 2 . 9 . 7	・ 実施機関からの意見書の受理
R 2 . 1 0 . 2 1	・ 書面審理 ・ 審査請求人の口頭意見陳述 ・ 実施機関の補足説明 ・ 審議 (令和2年度第5回第1部会)
R 2 . 1 0 . 2 7	・ 審査請求人からの追加の意見書の受理
R 2 . 1 1 . 1 0	・ 審査請求人からの追加の意見書の受理
R 2 . 1 1 . 2 6	・ 審議 (令和2年度第6回第1部会)
R 3 . 1 . 2 1	・ 審議 ・ 答申 (令和2年度第7回第1部会)

三重県情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
会 長 (第一部会部会長)	高 橋 秀 治	三重大学人文学部教授
会長職務代理者 (第二部会部会長)	岩 崎 恭 彦	三重大学人文学部准教授
委 員	内 野 広 大	三重大学人文学部准教授
委 員	川 本 一 子	弁護士
委 員	仲 西 磨 佑	司法書士
委 員	片 山 眞 洋	三重弁護士会推薦弁護士

委員	坂口知子	税理士
委員	山崎美幸	百五総合研究所 主任研究員

なお、本件事案については、印を付した会長及び委員によって構成される部会において調査審議を行った。